

# 船舶事故調査報告書

平成25年9月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年12月10日 04時20分ごろ
発生場所	福岡県大牟田市 <sup>はつ</sup> 初島東方沖 大牟田市所在の大牟田港灯台から真方位327° 2,200m付近 (概位 北緯33° 03.2′ 東経130° 24.4′)
事故調査の経過	平成24年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>たいほう</sup> 大豊丸、4.85トン FO3-52390（漁船登録番号）、個人所有 12.24m (Lr) × 2.29m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和54年11月20日 B 漁船 <sup>だいげん</sup> 大源丸、4.7トン FO3-55451（漁船登録番号）、個人所有 12.36m (Lr) × 2.58m × 0.91m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成7年9月4日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 35歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年6月9日 免許証交付日 平成20年6月6日 (平成25年6月8日まで有効) B 船長B 男性 69歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月23日 免許証交付日 平成21年5月29日 (平成26年7月13日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）、軽傷 1人（甲板員B）
損傷	A 左舷船首外板及び右舷船首外板に亀裂及び擦過傷 B 左舷船首外板に亀裂及び擦過傷、操舵室左舷側のハンドレールに曲損、操舵室が大破
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、船尾マストの白色全周灯

	<p>及び両色灯を点灯し、約14ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で‘初島東方沖を南北に延びるのり養殖区画間の水路’（以下「本件水路」という。）を南進した。</p> <p>船長Aは、操舵区画に立って手動操舵を行い、本件水路のほぼ中央を航行するため、初島南方沖に設置された赤色点滅灯を船首目標とし、同点滅灯を見ることに注意を向けて航行していた。</p> <p>A船は、初島東方沖を南南西進中、船長Aが、船首方至近にB船を認め、機関の回転数を下げたものの、平成24年12月10日04時20分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突し、A船の船首部がB船の操舵室付近に乗り上がったのち、B船の左舷側から海面に滑り落ちた。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、船長Bが操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵を行い、操舵室上方の白色全周灯及び両色灯を点灯し、約8knの速力で本件水路を北北東進した。</p> <p>船長Bは、誤ってのり養殖区画に入らないよう、0.125kmの最小レンジとしたレーダー画面及び目視により、本件水路東側にあるのり網用の支柱を確認することに注意を向け、本件水路の中央より東側を航行していた。</p> <p>船長Bは、初島北北東方沖に設置された赤色点滅灯を見ながら、初島東方沖を北北東進中、レーダー画面で船首方至近にA船の映像を認め、クラッチを中立にしたものの、A船とB船とが衝突した。</p> <p>A船乗組員は、負傷したB船乗組員を救助してA船に移乗させ、119番通報して救急車を手配したのち、海上保安庁に118番通報し、大牟田港までB船乗組員を運んで救急車に引き渡した。</p> <p>B船乗組員は、救急車で病院に搬送され、船長Bが頸髄損傷、前額部裂創、鼻部挫滅創、甲板員Bが頭部打撲と診断された。</p> <p>B船は、A船で三池港までえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>月出時刻：03時19分（月齢25.9）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故発生場所付近の本件水路の幅は、約100mであった。</p> <p>本件水路には、各のり養殖区画の角部に鋼管（コンクリート製の杭）が立てられており、海底から鋼管頂部までの高さが約10mであり、本事故当時、鋼管頂部までの水面上高さは約6.5mであった。</p> <p>本件水路の主要な鋼管の頂部には、灯色が赤色や緑色等の標識灯が設置されており、初島北北東方沖及び同島南方沖の標識灯は、いずれも赤色点滅灯（灯質 4秒1閃光、光達距離 約3.5km）であった。</p> <p>A船には、レーダーはなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、B船の灯火を認めなかった。</p>

	<p>甲板員Aは、本事故当時、後方を向いて後部甲板に座っていた。</p> <p>船長Bは、大牟田市三池港北防砂堤北方ののり養殖区画でのりの摘採<sup>てきさい</sup>作業を行う予定であったが、のり養殖区画に着いた頃、波高が高くなってきたことから、作業を諦めて福岡県柳川市<sup>なかしま</sup>中島漁港に向けて帰航していた。</p> <p>船長Bは、本事故当時、A船の灯火を認めなかった。</p> <p>甲板員Bは、操舵室左舷側の床に腰を掛けて休憩していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A 不明、B 不明</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、初島東方沖を南南西進中、船長Aが、初島南方沖の赤色点滅灯を見ることに注意を向けて航行していたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、初島東方沖を北北東進中、船長Bが、本件水路東側にあるのり網用の支柱を確認することに注意を向けて航行していたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>両船の灯火の点灯状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、初島東方沖において、A船が南南西進中、B船が北北東進中、船長Aが初島南方沖の赤色点滅灯を見ることに注意を向けて航行し、また、船長Bが本件水路東側にあるのり網用の支柱を確認することに注意を向けて航行していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レーダーは、レンジを適宜に切り替えながら使用し、周囲の船舶を早期に探知すること。</li> <li>・夜間、のり養殖施設内の水路を航行する場合、減速して航行することが望ましい。</li> </ul>